

ト	はじまります、梅花藻ライトアップ	最終日のコンサートに真依子さんが出演	1
ピ	老人保健制度が変わります	所得状況で変わる医療費の自己負担割合など	2
ツ	みんなで築こう	合併新市で全国初	3
ク	らしさが光る米原市	市民参加による『自治基本条例』を制定！	
ス	消費生活相談コーナー	悪質商法にご注意「恋人ができた！と思ったら…」	8

涼しい夏の夜はいかが？

はじまります

梅花藻

ライトアップ

期間 7月15日(土)～30日(日)

期間中、毎夜19時30分～21時

場所 醒井・地藏川一帯

天候により中止になる場合があります。
付近には駐車場がありません。JR醒ヶ井駅前
の駐車場(徒歩10分)をご利用ください。

最終日はコンサートを開催！

日時 7月30日(日) 20時～21時

出演 真依子(米原市出身)

会場 醒井宿問屋場

商工観光課(伊吹庁舎)

☎ 58 2227

☎ 58 1197



固定資産税の課税誤りについて

市が課税した平成18年度固定資産税に課税誤りがありました。誤りがあったのは平成17年中に新増築された非木造の住宅など計75棟(64件)で、市は本来課税すべき額より高く税を算出。これに気が付かないまま課税決定し、5月15日に「納税通知書」を発送。過剰に課税した税の総額は317万1200円でした。

また、固定資産税額は、国民健康保険税の算出根拠になることから、国保加入世帯(10世帯)の課税額にも影響がありました。

市では該当者にお詫びし、誤りのあった固定資産税額と国保税額の税額修正手続きを行い、既に納付いただいた方へは、過剰分の還付手続きを行いました。

(6月20日発表)

滋賀県知事選挙投票所入場券の

重複発行について

知事選挙の告示日となった6月15日に、投票所入場券を市内の有権者に郵送。20日夜に有権者から「同じ入場券が2枚届いた。」という連絡があり、調査を行ったところ、市の委託を受けて入場券を印刷した業者が、機械の紙づまりにより発生した不良入場券の処分を怠り、これが正規の入場券に混入していたことが判りました。

その後の調べで計6通(10人分)が重複していたことを確認し、この重複した入場券はすべて回収しました。なお、選挙人名簿や選挙システム自体に問題はなく、7月2日の知事選挙の執行に支障はありませんでした。

(6月24日発表)

このようなミスは、市民の信頼を損ねる、決してあってはならないことであり、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。信頼を回復すべく、職員一同努力していく所存でございますので、よろしくお願いたします。

老人保健 および 高齢受給者証で医療を受けられる皆さんへ

～法律の改正によって自己負担割合と自己負担限度額が変わります～

医療機関を受診した場合に支払う医療費の自己負担割合は、毎年の所得に応じて判定されます。現行では、一定以上の所得がある方は2割、それ以外の方は1割となっています。今回の法律改正により、現役並みの所得がある方（一定以上所得者）は、平成18年10月1日受診分から自己負担割合が3割へと見直され、また、1ヶ月の医療費の支払限度額（自己負担限度額）も一部変更になる予定です。

自己負担割合

医療機関で受診された際の自己負担割合

現役並み所得者以外の方

■判定基準 ◎変更はありません。

住民税課税所得額	自己負担割合
145万円未満	1割



現役並み所得者（一定以上所得の方）

■判定基準 現行		現行	
住民税課税所得額		自己負担割合	
145万円以上		2割	
収入合計額			
高齢者1人世帯	484万円以上	高齢者2人以上世帯	621万円以上
◎平成18年8月1日から			
■判定基準 改正後		改正後	
住民税課税所得額		自己負担割合	
145万円以上		3割	
収入合計額			
高齢者1人世帯	383万円以上	高齢者2人以上世帯	520万円以上
◎平成18年10月1日から			

自己負担限度額

医療費の自己負担には限度額が設けられています。この限度額を超えた分の医療費は、申請により、高額医療（療養）費として後から支給されます。

現役並み所得者以外の方

■判定基準 ◎変更はありません。

住民税課税所得額
145万円未満

現役並み所得者（一定以上所得の方）

■判定基準 現行

住民税課税所得額		145万円以上	
収入合計額			
高齢者1人世帯	484万円以上	高齢者2人以上世帯	621万円以上

■自己負担限度額 現行

外来診療の限度額（個人ごと）	40,200円
外来+入院診療の限度額（世帯ごと）	72,300円+ (医療費-361,500円) × 1% 注2) [40,200円]

■自己負担限度額

区分	低所得		一般
	I	II	
	世帯全員※が住民税非課税かつ年金収入	世帯全員※が住民税非課税注1)	左のいずれにも該当しない
	現行 65万円以下		
	改正後 80万円以下		
外来診療の限度額（個人ごと）	◎平成18年8月1日から 8,000円		12,000円
外来+入院診療の限度額（世帯ごと）	15,000円	24,600円	現行 40,200円 改正後 ◎平成18年10月1日から 44,400円

◎平成18年8月1日から

■判定基準 改正後

住民税課税所得額		145万円以上213万円未満	
収入合計額			
高齢者1人世帯	383万円以上	高齢者2人以上世帯	520万円以上

◎2年間経過措置として「一般」を適用します。

■判定基準 改正後

住民税課税所得額		213万円以上	
収入合計額			
高齢者1人世帯	383万円以上 484万円未満	高齢者2人以上世帯	520万円以上 621万円未満
高齢者1人世帯	484万円以上	高齢者2人以上世帯	621万円以上

注2) 多数該当の場合の限度額です。過去12ヶ月に3回以上高額医療（療養）費の支給を受け、4回目以降の支給の場合に適用する自己負担限度額です。

■自己負担限度額 改正後

外来診療の限度額（個人ごと）	44,400円
外来+入院診療の限度額（世帯ごと）	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 注1) [44,400円]

注1) 世帯員のうち一部が課税者であっても、「低所得II」の適用を受けることがあります。（2年間の経過措置）
※世帯全員…国民健康保険高齢受給者の方は世帯内の全ての国民健康保険加入者

…収入合計額がこの金額に満たない場合は、「現役並み所得者以外の方」の「自己負担割合」と「自己負担限度額」が適用されます。

今回の制度改正で、変更のある方については、後日個別に通知します。

通知のない方は、お手持ちの『老人保健医療受給者証』がそのまま使えます。手続きは必要ありません。

現在お使いの水色の『国民健康保険 高齢受給者証』は平成18年7月31日までしか使えません。7月下旬に新しいクリーム色の『国民健康保険 高齢受給者証』をお送りします。住所、氏名、生年月日に間違いがないかご確認ください。

みんなで築こうらしさが光る米原市

合併新市で
全国初

市民参加による 自治基本条例を制定!



平成17年12月21日、「新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会」から市長へ条例骨子が答申され、その後、市民フォーラムやパブリックコメント（市民意見）の募集、まちづくり懇談会等を開催し、『自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか、どんな内容がいいのか』ということをも市民のみなさんといっしょに考えてきました。

平成18年6月、市議会定例会での議決を得て、7月1日、米原市自治基本条例が制定され、9月1日から施行されることとなりました。

自治基本条例って

なんだろう？

自治基本条例とは、自分たちのまちをどのように築いていくか、地域に関わる人が、互いに守っていく基本ルールを文章にしたものです。

学校や会社、団体などに規則があるように、それぞれの事業や活動を円滑に行い、発展させていくためには、互いに守っていかなくてはならないルールがあります。

自治基本条例は、「米原市」という単位で物事を考えたり、決定したりする場合に、だれがどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める自治（まちづくり）の基本ルールで、「米原市の最高規範」（米原市の憲法）という位置づけになっています。

条例では、地域の課題は地域で解決していくため、市民・自治会・NPOなどの団体、企業、市役所の役割や権利、責務を明確にし、それぞれが互いに補い合い、連携しながら、協働のまちづくりを推進していくための自治の理念や仕組みを定めています。

米原市では、合併2年目を迎えた今年を「自立元年」と位置づけています。

これからは、この条例を活かし、市民のみなさんも市役所も共に成長し、条例を守り育て、まちづくりを進めることで、素晴らしい米原市を次代へと引き継いでいきましよう！

なぜ今、自治基本条例が必要なのですか？

自治基本条例を制定する背景には大きく分けて、次の2つの要因があります。

1 分権社会における自治体の役割の変化

地方分権により、地方自治体の役割は、独自性・自立性をもつ「地方政府」として、大きく変化しています。

国 都道府県 市町村
というこれまでの構図が大きく変わり、国と地方自治体が「主」と「従」の関係から対等な立場になりました。このことは、市の果たすべき責任と役割の範囲が拡大したのと同時に、米原市に住み、働き、学ぶ人や事業者、そして市役所が創意と工夫を結集し、自らの考えや責任において魅力ある地域づくりを実践していくようになることの意味します。

国で定められる法律等に基づいて全国一律に行われてきた様々な行政サービスも、その地域に住

2 市民自治の拡大と公共サービスの多様化

み、働き、活動している市民のみなさんの視点からとらえ直し、個々の地域の実情やニーズに合ったものとして再構築することが求められています。こうした時代の変化の中で、地域の個性を活かし、自立した自治体として歩んでいくためには、自己責任と自己決定に基づく地域経営を進めていくための基本となるルールが必要となりました。

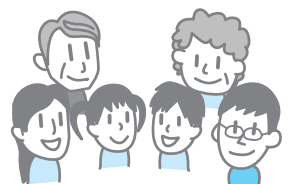
さまざまな場面におけるまちづくりへの市民参加や、NPO団体、ボランティア等による地域活動が活発になっていきます。また、国の規制緩和の動きとともに、公共サービスへの民間参入や民間開放が拡大しています。自治体においても、厳

しい財政状況の中、行政経営のあり方を見直す必要に迫られており、従来型の行政主導による公共サービスのあり方から脱却し、市民参加と協働による地域力の再生と、新たな公共サービスの担い手とともに新しい公共のあり方を作りあげていくことが課題となっています。

新しい公共サービスのあり方を創造していくうえで、今一度まちづくりのあり方や仕組み、まちづくりに関わる市民、自治会・NPOなどの団体、企業、市役所のそれぞれの立場における権利と役割、責任などの基本事項を確認し合う必要も生じています。そこで、確認し合える「かたちあるもの」として自治基本条例が求められることになり、制定の動きが全国的に広がっています。

条例ってどんな内容？

条例は前文と全11章(30条)で構成されています。



前文

米原市は2度の合併によって新しい力を手に入れました。まさに、いま、自立したまちづくりを進める舞台が整ったのです。

第1章

総則 (第1条・第2条)

この条例の目的を定めています。また、この条例の重要な語句を説明しています。

第2章

まちづくりの基本原則 (第3条 第7条)

市民主権をはじめ、まちづくりの5つの基本原則を掲げています。

第3章

まちづくりの役割分担および協働 (第8条 第12条)

市民、事業者、団体等および市の役割を定めています。市民、事業者等および市がそれぞれ自立した活動のもと、役割分担しながら連携し協力し合うことが、この条例の目指す「協働」の姿です。

第4章

市政情報の管理および運用 (第13条 第15条)

市民、事業者等と市がまちづくりを考えていくには、その情報が必要です。市は積極的にまちづくりに関する情報を提供していきます。

米原市自治基本条例

目次

前文	
第1章 総則（第1条・第2条）	
第2章 まちづくりの基本原則	（第3条 第7条）
第3章 まちづくりの役割分担および協働	（第8条 第12条）
第4章 市政情報の管理および運用	（第13条 第15条）
第5章 市民ならびに事業者等の権利および責務	（第16条 第17条）
第6章 市の責務（第18条 第23条）	
第7章 地域自治活動（第24条）	
第8章 他の公共機関との関係	（第25条 第27条）
第9章 米原市自治基本条例推進委員会	（第28条）
第10章 最高規範（第29条）	
第11章 条例の改廃（第30条）	
付則	

米原市は、伊吹山・霊仙山、姉川・天野川そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005年に合併して生まれた市です。ホタルが飛び交い、梅花藻が咲き、豊かな湧水が潤す中、人々は自然と共生しながらその営みを続けてきました。それとともに、この地域は、古代から人やモノや情報の結び目として日本の歴史に深く関わり、東西文化の接点としてこの地域独自の文化を生み出してきました。また人々は深い信仰心をもち助け合いながらこの地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活のあり方に深く関わっています。

合併によって、私たちは新しい力を手に入れました。それまでの個々のまちづくりを統合することで、恵まれたさまざまな地域環境を活かした新しいまちづくりをすすめる条件が整ったのです。

私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結び目としてのこの地域の役割を国際社会に広げつつ、さらに輝かしく発展させていきます。また、市民と事業者等および市の役割分担のもとに、豊かな人間性を持った人々を育み、情報の共有と協働によってこのまちをさらに充実させるために、総力を挙げて取り組んでいきます。

市民が、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるよう、ここに米原市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、米原市が自主および自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者等および市の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、米原市における自治の確立および市民福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内で働く者および学者をいう。

(2)市 米原市の議会および執行機関をいう。

(3)事業者等 次に掲げるものをいう。

ア 事業者 市内に事業所を有する営利法人をいう。

イ 団体等 市内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。

ウ 市民自治組織 市内の特定の地域を対象とする地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。

(4)協働 まちづくりに関する役割分担に基づき、市民、事業者等および市が相互補完的に対等な立場で連携および協力をすすめることをいう。

(5)持続的発展 世代を超えて、良好な環境に健全な地域経済および生き生きとした市民の地域的連帯を享受することができる社会の発展のあり方をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

（市民主権）

第3条 住民は米原市の主権者であり、市は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。

2 市民は、まちづくりの主役であり、参加参加および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。

（役割分担および協働）

第4条 市民、事業者等および市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。

（持続的発展）

第5条 まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるため、持続的な発展に寄与するものでなければならない。

（多様性の尊重）

第6条 すべての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。

2 米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、市民活動および地域社会の自主性を尊重したものでなければならない。

（情報の共有）

第7条 まちづくりに関する情報は、米原市の公共的財産であり、市民、事業者等および市において共有されることを原則とする。

第3章 まちづくりの役割分担および協働

（市民の役割）

第8条 市民は、地域社会の諸活動を自ら組織し、事業者等および市と連携しつつ、地域社会の活性化および課題の解決のため、公共的活動を推進するものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、まち

づくりの利害関係者として地域社会の公益に資する資源を提供するものとする。

（団体等および市民自治組織の役割）

第10条 団体等および市民自治組織は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができるものとする。

（市の役割）

第11条 市は、行政によってのみ確実かつ効率的に実施できる事務に限定するよう努め、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共的活動に対し必要な支援を行うものとする。

（協働）

第12条 市民、事業者等および市は、まちづくりを推進するため、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて協働を行うものとする。

2 市は、まちづくりにおける参加、参加および協働に関する基本事項を、相互補完の理念に基づき、その内容等について整備するものとする。

第4章 市政情報の管理および運用

（知る権利）

第13条 市民および事業者等は、まちづくりについて適切に判断し行動するために、市が管理する情報を知る権利を有するものとする。

2 市は、市民および事業者等の知る権利を保障するため、適切な時期に、適切な方法で情報を提供し、または求めに応じて情報を公開しなければならない。

（情報の整備、公開および提供）

第14条 市は、まちづくりに関する市民の参加および参加を有効に機能させるため、計画、実施および評価の段階における情報を市民に提供しなければならない。

2 執行機関は、まちづくりに係る情報を迅速に整備し、開示するとともに、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 議会は、会議を公開するとともに、議事が保有する情報を公開し、市民および事業者等と情報の共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 議員は、議会活動に関する情報について、市民に開示し、説明するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じなければならない。

第5章 市民ならびに事業者等の権利および責務

(まちづくりへの関与)

第16条 市民および事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、広くまちづくりに参加、参画および協働の権利を有する。

2 市民および事業者等は、原則として市による計画、実施および評価の活動に参画する権利を有する。

3 市民および事業者等は、米原市の公益を増進させる活動を企画または実施する場合には、その活動の自主性および自立性を損なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支援を受ける権利を有する。

4 市民および事業者等は、まちづくりに関与する場合には、自らの意見と行動が公益を増進させるよう努めるものとする。

5 事業者等は、事業活動にあたり、市および市民の公益ならびに地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

(市民投票)

第17条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

第6章 市の責務

(まちづくりの姿勢)

第18条 市は、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することにより、市民福祉の向上を図り、常に最少

の費用で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりの推進にあたり、自立した都市経営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。

3 市は、事業者等の組織および運営に関し、その自主性および自立性を損なうおそれのある介入または関与をしてはならない。

4 執行機関は、市民の参加、参画および協働の基盤形成を支援するため研修および啓発を行うものとする。

(倫理規範の確立)

第19条 市は、市民の信頼に応え、法令を適切に解釈し運用しなければならない。

2 市は、違法な手段による要求および米原市の行政執行に関し公正性を損なう不当な要求に応じてはならない。

3 市は、議員および市の職員が職務上受けた不当な要求を排除するため、組織的かつ制度に基づいて対応しなければならない。

4 市の職員は、議員もしくは上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断したときは、その命令および指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。この場合、市は、当該職員に対して不当または不利益な扱いをしてはならない。

(議会の責務)

第20条 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。

2 議会は、調査、政策提起および意見の提出等を活性化するため、具体的な対応をしなければならない。

(議員の責務)

第21条 議員は、住民の代表機関である議会の構成員として、自己研鑽に努め、常に市民全体の利益を行動の指針としなければならない。

(市長の責務)

第22条 市長は、米原市の代表者として主権者である市民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり公正かつ誠実に市政運営にあ

たり、持続可能な都市経営を推進しなければならない。

2 市長は、常に市民の意向を把握し、定期的に市政の基本方針を市民および事業者等にわかりやすく説明するとともに、予算編成に係る情報をわかりやすく提供しなければならない。

(職員の責務および権利)

第23条 市の職員は、市民および事業者等との協働に基づき、米原市の公益のために誠実に職責を果たし、都市経営の改善および効率的な事務の執行に努めなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力を開発し、自己啓発に努め、そのために必要な支援を受けることができる。

第7章 地域自治活動

(市民自治組織)

第24条 住民は、地域社会における良好な自然的、社会的および歴史的環境の維持ならびに増進のため、共同活動を行う市民自治組織をつくることができる。

2 市民自治組織は、必要に応じ市の事業の委託を受け、市と連携して協働事業を実施することができる。

第8章 他の公共機関との関係

(他の地方公共団体等との関係)

第25条 市は、米原市の公益を増進させるために、他の地方公共団体等との広域的連携および協働を図り、まちづくりを推進するものとする。

(国および関連機関との関係)

第26条 市は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国との適切な役割分担の原則にのっとり、国およびその関連機関との適切な連携および協力をすすめるものとする。

(国際社会との関係)

第27条 市は、国際社会における諸原則ならびに国際的合意および国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて市民福祉の向上と地域社会の発展を図るよう努めるものとする。

第9章 米原市自治基本条例推進委員会

(米原市自治基本条例推進委員会の設置等)

第28条 市長は、この条例の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、米原市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。

3 推進委員会は、この条例の運用に係る市民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市長に意見書を提出することができる。

4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、市長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

第10章 最高規範

(最高規範)

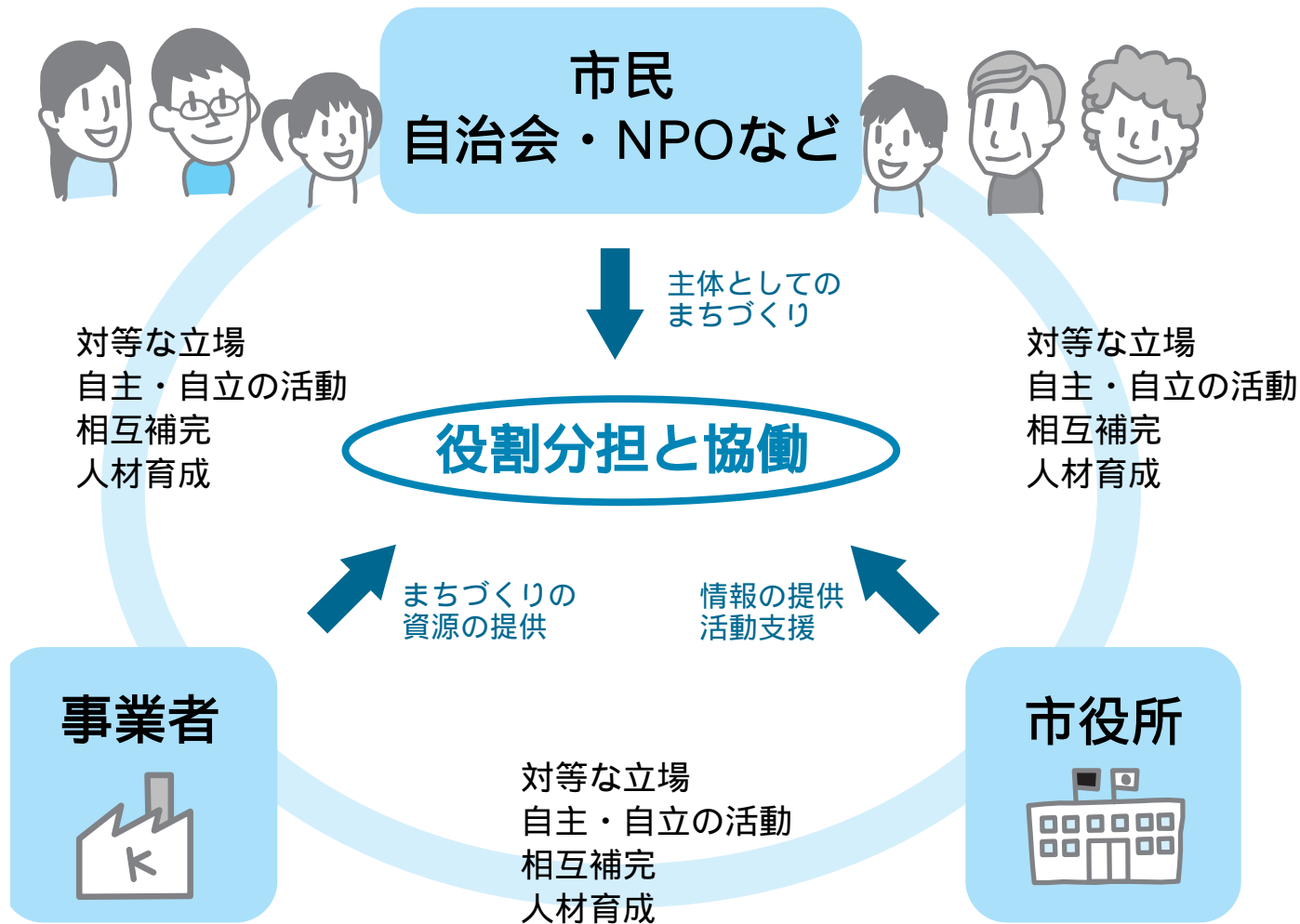
第29条 この条例は、米原市における最高規範であり、市民、事業者等および市は、この条例を遵守し、この条例を守り育て、次に引き継ぐ責務を負う。

第11章 条例の改廃

(条例の改廃)

第30条 市長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、市民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が市民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りでない。

この条例は平成18年9月1日から施行する。



第5章 市民ならびに事業者等の権利および責務 (第16条・第17条)

市民ならびに事業者等のまちづくりにおける権利と責務を定めています。また市政の重要事項について住民の総意を確認するための制度として、「市民投票」を定めています。

第6章 市の責務 (第18条 第23条)

まちづくりに対する姿勢、法令の遵守等、議会や市長、職員の責務を定めています。

第7章 地域自治活動 (第24条)

地域における住民組織「市民自治組織」について定めています。市民自治組織は自らの活動のほか、市の事業を受けて協働による市民サービスを提供することもできます。

第8章 他の公共機関との関係 (第25条 第27条)

国や県など他の公共機関との関係を定めています。

第9章 米原市自治基本条例推進委員会 (第28条)

この条例に基づくまちづくりを推進するため、その状況を検証し、市長に改善を求めたり意見を提出できる推進委員会を設置します。

第10章 最高規範 (第29条)

この条例は米原市のまちづくりの理念であり、まちづくりの行動や判断の基準となる模範的なものとして位置づけています。

第11章 条例の改廃 (第30条)

この条例は最高規範として位置づけられていることから、条例の改正（廃止）について特別な手続きを規定しています。条例を改正（廃止）するときは、推進委員会に意見を求め、改正等の必要性を市民投票で判断することになります。

自治基本条例 虎の巻

その1 市民
市内に住所を有する人、市内で働く人および学ぶ人をいいます。

その2 協働
市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、足りないところは補い合いながら、対等な立場で連携、協力することをいいます。

その3 市民投票
米原市の重要な課題について、住民の意思を明確にするための制度として、市民投票をすることができると規定しています。

ただし、投票の対象となるもの、投票権の範囲、投票方法などは、別に条例で定めることとしています。

その4 自治基本条例推進委員会
この条例の理念に基づいた「まちづくり」ができていくかをチェックする組織です。この条例を改正、廃止する場合は、推進委員会に意見を求めなければなりません。

その5 最高規範
この条例を米原市のまちづくりの理念として最高規範と位置づけています。この条例に基づいたまちづくりを進めることが、この条例を本当の意味での最高規範とすることになります。

自治基本条例 ここがポイント！ 5つの原則



市では、自治基本条例について市民のみなさんにもっと知っていただくため、生涯学習まちづくり出前講座に「自治基本条例ってなーに／条例の概要とこれからのまちづくり」というメニューを設けています。

市内であれば、個人でもグループでも、どこでも出前講座として出張しますので、自治基本条例について詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

米原市役所 政策推進部 総合政策課（米原庁舎）
お問い合わせ ☎52 - 6626 ☎52 - 5195 Eメール seisaku@city.maibara.shiga.jp
公式サイト <http://www.city.maibara.shiga.jp>



お知らせ

7月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

- ▶ 固定資産税 第2期
- ▶ 国民健康保険税 第2期
- ▶ 保育園保育料 7月分
- ▶ 介護保険料 第2期
- ▶ 水道料金 7月分(5 - 6月使用量)
- ▶ 下水道使用料 7月分
 - ・ 山東・伊吹・米原地域 (5 - 6月汚水量)
 - ・ 近江地域 (4 - 5月汚水量を1/2したもの)
- ▶ 下水道受給者負担金
 - 口座振替日・納期限 7月31日(月)
 - 市 税務課
 - ☎52 - 1556 FAX52 - 8730



催し

米原市平和祈念式典

二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう核廃絶と平和希求への意思表示として、平和祈念式典を開催します。
 開催日▶ 8月5日(土) 10時～
 場所▶ 米原公民館
 市 社会福祉課(山東庁舎)
 ☎55-8102 FAX55-2406

さんとうふれあいまつり

開催日▶ 7月29日(土)
 会場▶ ルッチプラザ
 内容▶ 子ども映画村「ドラえもん のび太の恐竜2006」2回上映(13時30分～・16時30分～、開場は30分前) 映画観賞券が必要です。/ 模擬店・各種ゲームコーナー・飲食コーナー(15時～20時30分)
 さんとうふれあいまつり実行委員会(山東商工会)
 ☎55 - 2688 FAX55 - 2601
 URL <http://310sci.net>



募集

かっつび伊吹2006 ボランティアスタッフ募集

伊吹山を駆け登る感動をともにしよう!
 開催日▶ 8月27日(日)
 内容▶ エイドステーション、スタート、ゴールなどの運営
 申込切▶ 8月10日(木)
 当日の昼食、スタッフユニフォーム(ポロシャツ、帽子)は支給します。
 ・ 市教委 文化スポーツ振興課
 ☎55 - 8106 FAX55 - 4040

霊仙三蔵写真コンテスト

霊仙三蔵をテーマに撮影した写真を募集します。
 応募資格▶ どなたでも
 写真規格▶ 四切判カラー
 賞▶ 優秀作品に贈呈
 応募切▶ 7月31日(月)まで
 応募先・ 霊仙三蔵顕彰の会事務局 近藤澄人
 〒521 - 0035 米原市醒井609
 ☎54 - 0002または54 - 0120



講座

男女共同参画講座

男女が対等なパートナーとして、ともにいきいきと活動できる社会を実現するため、これからの男女のあり方について一緒に考えてみませんか。男女を問わず、お気軽にお越しください。
 日時▶ 8月9日(水) 13時30分～
 場所▶ 人権総合センターS・Cプラザ(一色)
 テーマ▶ ならんで歩こう、一緒に歩こう
 講師▶ 吉田正子氏
 (滋賀県エコライフ推進課)
 参加費▶ 無料
 S・Cプラザ内男女共同参画センター
 ☎54 - 2444 FAX54 - 3033

医師講演 & 医療相談会

オストメイト(人工肛門・人工膀胱)の社会生活適応訓練講習会・公開医療相談会です。ご本人やご家族の方でストーマ管理に困っておられる方、ぜひご相談ください。参加費は無料です。
 日時▶ 8月6日(日) 13時30分～17時
 会場▶ 大津市立障害者福祉センター (大津市におの浜四丁目2-23)
 講師▶ 県立成人病センター 外科医 松尾隆志氏、滋賀医大医学部附属病院 WOC認定看護師 中川ひろみ氏
 (社)日本オストミー協会滋賀県支部 事務局 ☎077 - 527 - 5516

学校開放講座

伊吹高校～書道講座～

「楽しい書表現」現代文や一字創作など、自分だけの表現を目指します。
 場所▶ 伊吹高校 書道教室
 定員▶ 20人(先着順)
 申込方法▶ はがきか電話、ファクス、メールで「住所・氏名・年齢・電話番号」をお知らせください。
 申込期間▶ 8月1日(火)～25日(金)
 開講期間▶ 9月24日～12月10日(期間中の日曜日・全6回。いずれも13時～16時)
 受講料▶ 2,000円(中学生以下は無料)
 教材費▶ 3,000円
 ・ 伊吹高等学校
 〒521-0226 米原市朝日302
 ☎55 - 2350 FAX55 - 2778
 Eメール ma87@pref.shiga.lg.jp

サマージャンボ宝くじ

宝くじは、滋賀県内の売り場!

発売期間 7/13(木)～8/1(火)
 オータムジャンボ宝くじもよろしく!

自衛官等採用試験のお知らせ

自衛隊彦根募集事務所 ☎・FAX0749 - 26 - 0587

募集種目	対象	応募資格	受付期間	試験日(1次)	入隊(校)予定
航空学生	男女	高卒(見込含) 21歳未満の者	8月1日～9月8日	9月23日(土)	19年春
一般曹候補学 生	男女	18歳以上 24歳未満の者	8月1日～9月8日	9月16日(土)	19年春
曹候補士	男女	18歳以上 27歳未満の者	8月1日～9月8日	9月16日(土)	19年春
2等陸海空士 (任期制)	男	18歳以上 27歳未満の者	年間を通じて受付	願書受付時にお知らせします。 9月24日(日)・25日(月)	採用予定通知書でお知らせします。 19年春
	女		8月1日～9月8日		

国民年金からのお知らせ

申請免除や納付猶予の承認を受けた方へ
お勧めします！追納制度

保険料申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間については、免除や猶予などを受けずに保険料を納付していた場合に比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

そこで、10年以内であればさかのぼって保険料を納付することができる「追納制度」があります。追納されると、その期間は保険料納付済期間とされ、老齢基礎年金額に反映されます。

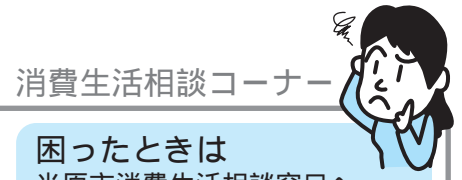
将来受けとる年金額を増額するためにも「追納」をお勧めします。

平成18年度中に追納する場合の追納額（月額）

免除の承認を受けた年度	全額免除・若年者納付猶予・学生納付特例の場合	半額納付の場合
平成8年度	16,480円	
平成9年度	16,260円	
平成10年度	16,010円	
平成11年度	15,400円	
平成12年度	14,800円	
平成13年度	14,230円	
平成14年度	13,690円	6,840円
平成15年度	13,490円	6,740円
平成16年度	13,300円	6,650円
平成17年度	13,580円	6,790円

2年を経過した期間については当時の保険料に加算金がつきます。保険料の追納には納付書が必要です。下記まで電話等でお申し込みください。

お問い合わせ 滋賀社会保険事務局 彦根事務所 国民年金業務課 ☎0749-23-1114



消費生活相談コーナー

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

若者を狙った悪質商法
恋人ができた！と思ったら...

見知らぬ相手と電話やメールを通して思いがけず親しくなっても、会う約束をするのは要注意！販売目的を隠して誘い出し、巧みな話術や思わせぶりの態度で相手に好意を持たせ、高額な商品を買わせる悪質商法のトラブル例を紹介します。

相談

2ヶ月ほど前、携帯電話に「きのうはごめん！」という内容のメールが届きました。心当たりがなく、間違いメールだと思っただけで相手に知らせませんでした。それがきっかけで親しくなり、会うことになりました。

初めて会った彼はとてもカッコよくて話も合い、すぐに意気投合しました。ジュエリーのデザイナーとのことで「ちょうど今、展示会をやっている。一度見てほしいな。」と誘われました。展示会では彼がデザインしたというジュエリーをいくつも見せてもらい、その中から彼が選んだダイヤのネックレスを試着させてもらいました。「とてもよく似合うよ。君にぜひ持っていてほしい。」と熱心に勧める彼。買うつもりはなかったのですが、せっかくなので親しくなった彼に嫌われるのが恐くて契約しました。金額は90万円でしたが「自分へのごほうび」と思うことにしました。

その後も毎日のように、電話やメールのやり取りをしたり、一緒に食事をしたりと、恋人になつたような気分でした。ところが、8日目を過ぎるころから携帯電話がつながらなくなりました。勤務先にも行ってみましたが会わせてもらえず、今では全く連絡が取れません。

私はだまされたのでしょうか？これから5年も続くクレジットの支払いのことを考えると気が

答え

電話やメールなどで呼び出して契約させる商法を「アポイントメント商法」といいます。中でもこの例のように、異性間の感情を利用する方法を「デート商法」「恋人商法」などと呼んでいます。男性には女性が、女性には男性がアプローチしてきます。

アポイントメント商法でダイヤのネックレスを買った場合、契約日から8日以内であればクーリング・オフによって解約できます。しかし、Y美さんの場合は既に1ヶ月以上経っているためクーリング・オフはできません。解約には合意が必要であり、販売業者と話し合わなければなりません。

ただし、帰りたいと言っているのに契約するまで帰してもらえなかったような場合には、消費者契約法によって取り消しを主張できます。

「デート商法」や「恋人商法」では2度・3度と繰り返して契約させられ、より深刻な被害になるケースも見受けられますが、相手への恋愛感情から被害に気付くのが遅くなりがちです。冷静に判断し、被害に遭ったとき気付いたときには、一日も早く窓口にご相談してください。

〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
0749(52)6627
0749(52)5195

Eメール jounou@city.maibara.shiga.jp
公式サイト http://www.city.maibara.shiga.jp
発行日 平成18年7月14日(金)